



藤谷 謹至 議員
(拓政会)



問 町は令和5年8月にハザードマップおよび防災のしおりを改訂した。今回の改訂は北海道が洪水想定区域を指定した町内19河川と幕別町が洪水氾濫危険区域図を作成した忠類地域4河川を洪水浸水想定区域に表示するとともに、忠類コミュニティセンターなど計8施設を洪水時の指定避難所として追加したものである。追加された忠類地域の洪水氾濫危険区域について以下の点を伺う。

(1) 下チュウレイ川の改修工事の内容と計画および当該工事により忠類市街地の洪水被害防止にどのような効果があるのか。

(2) 忠類コミュニティセンター、忠類小・中学校および福祉避難所としてのふれあいセンター福寿は50センチメートル未満の浸水エリアに入っているが問題はないのか。

(3) 浸水エリアに入っている要配慮者利用施設は避難確保計画を策定する必要があると思われるが、策定状況は。

問

洪水ハザードマップに追加された忠類地域の洪水氾濫危険区域について

浸水想定区域の避難行動に危険が生じないよう早めの避難を呼びかけていく

町長

(1) 国と道の補助を活用し令和6年度から3年間で、忠類北11線の錦橋付近からアルコ236付近までの928メートルを、既存の積ブロックと底板コンクリートを全て撤去し、新たに水路幅3メートル、深さ1・6メートルの排水路をブロック整備する。

再整備することで、増水時に破損箇所から流入する土砂等が河川の流れを阻害する恐れがなくなり、被害の発生を未然に防ぐことができるものと考えている。

(2) 全ての施設で床上まで浸水しないことを実測して確認し、各町内会の避難所として指定した。

避難行動の遅れにより施設周辺が浸水し、避難行動に危険を生じることが考えられるため、気象情報や河川の水位状況を注視し、早めの避難を呼びかけていく。

(3) 平成29年に水防法・土砂災害防止法が改正され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の

策定が義務となった。

町地域防災計画に定められている60施設のうち避難確保計画を策定している施設は41施設（9月1日現在）で、未策定の19施設はハザードマップ改訂に伴い対象となった11施設と、新規に事業を開始した等の理由で追加された8施設である。

再質問

下チュウレイ川の工事は経年劣化が激しい北11線の錦橋までであるが、残る未整備区間の整備の考えは。

答

現時点で整備の計画はないが、今後、工事により対策が必要となった場合には、早急に整備工事を計画していきたい。

問 忠類育苗センター廃止後の施設・土地の有効利用を

地域活性化に結び付く活用方法を見いだしたい

問 忠類育苗センターの苗木の出荷は令和6年度までとし

て事業廃止を決定した。廃止後の施設および土地を忠類地域の活性化のために有効利用する考えは。

町長

現在、帯広・広尾自動車道より西側の圃場6筆、10万5842平方メートルは地域の農業者に賃貸しており、自動車道東側の宅地とその周辺農地の計2筆を含めて、引き続き農地としての活用を目的に、倉庫などの施設とともに賃貸や売却する方向で考えている。

一方、国道236号に面した農地1筆5万4340平方メートルは忠類インターチェンジや忠類市街地に隣接し立地条件の良い土地だが、当面は農地として農業者に賃貸しつつ、忠類地域の活性化に結び付くような活用方法を見いだしていきたい。

再質問

国道236号線沿いは重要な土地である。忠類地域活性化のために有効利用を求める。

答

観光客誘致のための施設より、製造業をいかにして持ってくることでできるか、そのチャンスは大いにあると思っている。その後に観光なり居住が自然に結びついていく可能性がある。まずは、製造業の立地を目指したい。